

【 農耕作業用自動車の牽引免許 】

道路運送車両法の見直しにより、牽引車がトラクタに限定される「農耕作業用トレーラー」は小型特殊自動車に分類されることから、これまで義務であった検査・登録の手続きは事実上不要となりました。

<農耕作業用トレーラーの基準>

- 牽引車両：「農耕トラクタ」に限る。
- 積載物品：農耕作業に必要なものに限る。
- 備えておく構造：肥料・薬剤散布等の農耕作業に必要な構造を有するものに限る。

<代表的な牽引型作業機>

| タイプ | 作業機 |
|-------|--------------------------------------|
| 牽引タイプ | 汎用トレーラー・コンバインカー・ロールベラー・マニユアスプレッダ・その他 |



【 写真 】 左上：汎用トレーラー
右上：コンバインカー
左下：ロールベラー

日頃の農作業において、トラクタでトレーラーなどの運搬用車両を引っ張る機会がないのであれば牽引免許を取得する必要はありません。

道路交通法では、牽引走行するためには牽引免許の取得が義務付けられていますが、特例措置として車両総重量（積載重量含む）750kg以下のトレーラーを牽引する場合は、免許は必要ありません。牽引免許は、あらかじめ普通免許以上、または大型特殊免許を取得していないと取得できません。

農大で実施している牽引教習は、牽引車のトラクタが公道走行に大型特殊免許を必要とする車種であることを前提に、車両総重量 750kg を超える農耕作業用トレーラーを牽引走行する場合に限り必要となる免許取得を支援するものです。

牽引しようとするトラクタが小型特殊自動車に分類される場合、車両総重量 750kg を超えるトレーラーを牽引走行することはできません。

<牽引免許の必要性>

| 牽引自動車（トラクタ） | | 牽引できる被牽引車 | |
|-------------|------|------------------|----------------|
| 分類 | 免許 | 車両総重量 750kg を越える | 車両総重量 750kg 以下 |
| 大型特殊自動車 | 大型特殊 | ○（牽引免許が必要） | ○ |
| 小型特殊自動車 | 小型特殊 | ×（牽引できません） | ○ |
| | 普通 | ×（牽引できません） | ○ |

○関係法令

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）